

高知県社会的養育推進計画（後期計画）について

R7.3 子ども家庭課

1 計画策定の趣旨

- 令和4年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護を図る取組が定められた。
- この趣旨を踏まえ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもの最善の利益を実現するため、「高知県社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）」を見直し新たな計画を策定する。

2 後期計画の策定

＜基本理念＞ こどもたちが夢や希望をもって成長できる社会の実現

＜計画期間＞ 令和7年度～令和11年度

＜策定のポイント＞

○家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据える

- ・ こどもの意向を尊重した養育支援や意見表明への支援
- ・ 里親支援センターを中心とした包括的な里親養育支援体制の構築
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進、人材の確保・育成
- ・ 児童相談所の専門性の向上、市町村の相談支援体制の整備（こども家庭センターの設置促進）による、こども家庭支援の充実
- ・ 社会的養護経験者等に対する切れ目のない自立支援 など

○国の策定要領を参考に

- ・ 体系を見直し、現行の11項目を13項目とする
「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」
「障害児入所施設における支援」 の2項目を追加
- ・ 各項目ごとに「評価のための指標」を設定し、当該指標により取組の進捗状況を把握する（適切にPDCAサイクルを運用）

3 策定経過等

R6. 5.30 第1回児童福祉審議会社会的養育部会（以下「部会」とする。）
計画の見直しにかかる背景等の説明

R6. 7.23 第1回児童福祉審議会総会（以下「総会」とする。）
計画の見直しと部会における今後の審議の報告

R6.10.10 第2回部会
現行計画の取組状況の報告、骨子案の審議

R6.11.26 第3回部会
素案の審議

R6.12.16 12月議会危機管理文化厚生委員会
意見公募案の報告

R7. 1.10～2.10 意見公募（パブリックコメント）の実施



出された意見：2団体及び個人2名から14件

- 対応：①意見を踏まえ計画案を修正（3）
▶説明の追記修正、用語集の作成
②計画案に既に盛り込んでいる（3）
③意見を踏まえ取り組む（6）
④その他（①～③以外）（3）

※1意見に複数対応あり

R7.2.18 第4回部会
意見公募結果の報告、計画案の審議

R7.3 中旬 2月議会危機管理文化厚生委員会
意見公募結果、最終計画案の報告

R7.3.21 第2回総会
最終計画案の審議



後期計画策定

計画の主な取組と目標値

※「第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方」及び「第2章 高知県における子どもの現状」には計画策定の趣旨、計画の期間、児童相談所の相談対応件数の状況などを記載

第3章 こどもの権利擁護の取組

- 措置及び一時保護等にあたっては、こどもの年齢や発達状況等を考慮した丁寧な説明を行うとともに、こどもの意見の聴取を実施し、こどもの意向を尊重した支援に努める。
- 一時保護のこどもの権利擁護の観点から、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を実施。
- こどもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とするほか、一時保護中に可能な限り学校へ登校できるよう努めるとともに、登校できない場合にあっては、インターネット学習の環境整備等による学習機会を保障。
- こどもが施設等へ措置される場合の意見聴取等措置や、措置されているこどもへの意見表明等支援などの取組を通じたこどもの権利擁護に係る環境整備を行う。

評価指標

- ◆こどもの権利擁護の取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度など
→入所児童等を対象としたアンケート調査を定期的に実施し、こどもの権利擁護の取組の評価を行う →対前年度比維持又は増(R11)

第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築

- 妊産婦等生活援助事業について、市町村や学校関係者、警察、薬局などに周知するほか、支援ニーズを抱える妊産婦等がアクセスしやすい環境を整備。
- こども家庭センターの全市町村での設置に向けた支援を行う。
- 市町村や児童相談所との連携によるきめ細かな相談対応や訪問支援が行き届くよう、児童家庭支援センターを全ての保健福祉圏域に設置するとともに、指導要請及び家庭支援事業の委託を推進。
- 児童相談所の支援体制の整備並びに専門性の向上のための取組を実施。
- 児童相談所において、こどもの最善の利益を実現していくため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントに努める。

評価指標

- ◆こども家庭センター設置数：**8か所**(R6)→全市町村(R11)
◆児童家庭支援センター数：**6か所**(R6)→7か所(R11)

第6章 社会的養護のこどもの自立支援

- 社会的養護自立支援拠点事業を継続するとともに、児童自立生活援助事業の確保を進め、児童養護施設や里親家庭等を退所したこどもへの支援を実施。
- 児童養護施設等において、措置解除となる前から措置解除後に向けた自立の支援や学習の支援を行うことができる体制を確保。
- 社会的養護経験者等の支援者同士の連携を深めるため、社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備を検討。

評価指標

- ◆児童自立生活援助事業（Ⅰ型及びⅡ型）の実施箇所数：
○Ⅰ型：**3か所**(R6)→3か所(R11)※維持 ○Ⅱ型：**1か所**(R6)→2か所(R11)

第4章 代替養育を必要とするこどもへの支援

- 代替養育を必要としているこどもについて、こどもの年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進める。

◆特別養子縁組等及び里親・ファミリーホームへの委託の推進

- 対象となるこどもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるよう努める。
- 里親支援センターを中心に児童相談所や関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、里親等による養育を必要とするこどもに対して十分な数の里親等を確保。
- 委託里親に対し、定期的に訪問支援を実施するとともに、未委託里親も含めて研修機会を確保することにより、委託前後のきめ細かな支援を充実させる。
- 潜在的に支援を必要としているこどもに対して、親族里親等の制度を活用した支援を行うとともに、親族里親への支援の在り方についても検討を行う。

評価指標

- ◆里親等委託率：
30.4%(R5)→54.3%(R11)
3歳未満 : 26.1%(R5)→75%(R11)
3歳以上就学前 : 54.5%(R5)→75%(R11)
学童期以降 : 27.3%(R5)→50%(R11)
- ◆里親家庭数：**155組**(R5)→340組(R11)

【参考】里親等委託率
国は「全ての都道府県において、**乳幼児75%以上、学童期以降50%以上**となるよう数値目標等を設定されたい」と示す

◆児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等に向けた取組

- 施設養育を必要とするこどもを十分に受け入れることができる施設定員数を確保。
- 「できる限り良好な家庭の環境」を確保するため、施設の小規模かつ地域分散化を推進。
- それぞれの施設が持つ専門性を活かして、施設の高機能化及び多機能化等を推進。
- 障害福祉サービス等の実施も視野に入れつつ、障害特性に応じた適切な養育が提供されるよう努める。
- 施設職員の人材の確保・育成に向けた取組を進める。
- 南海トラフ地震などの災害への十分な対策を行う。
- 児童心理治療施設と児童自立支援施設について、国が示す予定の方向性を踏まえた本県での在り方を検討。

評価指標

- ◆小規模かつ地域分散化されたグループケア*：**9グループ**(R6)→15グループ(R11)
(*地域小規模児童養護施設数又は分園型小規模グループケアのグループ数)
〔参考〕施設定員数（乳児院＋児童養護施設）の見込：**391人**(R5)→296人(R11)